

議案第15号

ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例

ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

ウガンヌ前公園が、平成29年4月に供用開始することに伴い、指定管理者制度により施設の管理について定める必要があるため提案する。

## ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 町民の健康及び福祉の増進並びに地域の活性化に資するため、ウガンヌ前公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ウガンヌ前公園	南風原町字宮平161番地

(指定管理者による公園の管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(利用期間等)

第4条 公園の利用期間及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、第16条第1項の規定により町長が指定する指定管理者は、必要があると認めるときは、利用期間等を変更することができる。

(1) 利用期間 1月1日から12月31日まで

(2) 利用時間 7時から22時まで

(利用の許可)

第5条 公園を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の許可の申請)

第6条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ指定管理者に申請しなければならない。これに変更があるときも同様とする。

(1) 氏名及び住所

(2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

(3) 利用する施設の種類

(4) 公園を利用する期間及び時間

(5) その他指定管理者が必要があると認める事項

2 前項の書面には、指定管理者が必要があると認める書類を添付しなければならない。

3 前条の指定管理者の許可を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、簡易な方法により申請することができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公園を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 公園の管理運営上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用が不相当であると認められるとき。

(許可の決定)

第8条 指定管理者は、第6条の許可の申請があったときは、同条の許可する旨又は許可しない旨の決定をし、当該申請をした者に対し、書面により通知する。

(許可の条件)

第9条 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第5条の許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 町長は、第2項の承認をしたときは、これを告示しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、指定管理者に申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする理由

(3) その他指定管理者が必要と認める事項

3 前項の書面には、指定管理者が必要と認める書類を添付しなければならない。

(利用料金の返還)

第12条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により公園を利用できないときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項のただし書の規定による返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を書面により、指定管理者に申請しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 返還を受けようとする理由

(3) その他指定管理者が必要と認める事項

3 前項の書面には、指定管理者が必要と認める書類を添付しなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、公園の利用が終了したとき、又は第9条の規定によりその利用を制限され、若しくは利用の停止を命じられ、又は利用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかに公園を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は第20条第1項の規定より指定の許可を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公園を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 建物、設備、備品その他物件を汚損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者が必要と認める事項を記載した書面により届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、損害賠償を減免することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第15条 第3条の規定による指定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した書面により、町長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) その他町長が必要と認める事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他町長が必要と認める書類  
(指定管理者の選定等)

第16条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、公園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) その他町長が別に定める事項

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第17条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 公園の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園利用の許可に関する業務
- (2) 利用料の徴収に関する業務
- (3) 公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の運営に関する事務のうち、町長の権限に属する事務を除く業務

(業務報告の聴取等)

第19条 町長は、公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができ

る。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長は、その賠償の責めを負わない。
- 3 第16条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公園の次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内の当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他町長が別に定める事項

(個人情報への取扱い)

第22条 指定管理者は、公園の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため、第17条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理する公園の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、公園の管理に関し知り得た個人の情報をみだりに他人に知らせ、又はその目的外に利用してはならない。指定管理者の指定が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

施 設	利 用 者	単 位		金 額
多目的広場	小・中・高校生・大学生・一般	1面	1時間	100円

※ 利用時間は、1時間を単位として、1時間未満の場合には、1時間とみなす。

※ 夜間、照明を利用する場合には、別途1時間当たり500円を徴収する。

